

## 他独法評価委員会 年度計画評価・中期目標期間評価比較

	大阪府立病院機	宮城県立こども病院	岡山県精神科医療センター	那覇市立病院
	「大阪府地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」より	「地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について」より	「地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準」より	「地方独立行政法人那覇市立病院に対する評価の基本方針」より
評価方法	評価は、各事業年度終了後に「年度評価」、中期目標期間終了後に「中期目標期間評価」を実施するものとし、「項目別評価」と「全体評価」により行う。  法人は、年度評価の項目別評価を行う。 詳細以下	【年度計画評価】 中期計画等に掲げた項目毎に行う「項目別評価」と業務実績全体の状況について行う「全体評価」の2つを併せて行うものとする。 【中期目標評価】 中期目標等に掲げた項目毎に行う「項目別評価」と業務実績全体の状況について行う「全体評価」の2つを併せて行うものとする。  法人は、法人の判定基準を準用し、項目ごとに自己評価(年度・中期目標評価)を行う。	評価は、その目的を効果的、効率的に達成するため、精神科医療センターの自己評価の結果を活用する間接評価の手法により行う。  法人は実施基準に定める評価の方法に基づき、自己評価(年度評価・中期目標期間評価)を行う。	評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」を併せて行うものとする。 法人は、年度計画の小項目について自己評価を行う。
年度評価	中期計画及びそれに基づく年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。 項目別評価(小項目評価)法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに評価委員会において、検証・評価または進捗状況の確認を行う。法人の自己評価及び評価委員会における評価は、～の5段階で行う。 項目別評価(大項目評価) 小項目評価の結果及び特記事項の記載をもとにS・A～Dの5段階による評価を行う。 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について記述式により総合的な評価を行う。	【項目別評価】 項目別評価は、中期計画及び年度計画の個別項目毎の進捗状況について、次のように評価するものとする。 業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価に努める。 判定基準として、以下の5段階で評定し、原則としてその理由を付記する。 S: 中期計画・年度計画を大幅に上回っている。 A: 中期計画・年度計画を上回っている。 B: 中期計画・年度計画に概ね合致している。 C: 中期計画・年度計画をやや下回っている。 D: 中期計画・年度計画を大幅に下回っており、大幅な改善が必要 【全体評価】 項目別評価の結果を踏まえ、次の観点から中期計画の進行状況や達成度について、記述式により評価する。 ア 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、県民の健康の確保及び増進にどの程度寄与されたか。 イ 地方独立行政法人制度の基本理念である公共性、透明性及び自主性の視点から、適切かつ効率的に業務を執行されたか。	【最小項目別評価】 中期計画に記載されている最小項目ごとの年度計画の達成状況を評価項目とし、評価基準及び判断の目安は、以下の4段階で行う。 4: 年度計画を十分に達成(制度、仕組み等が整備され、十分な向上心のもと他精神科病院の模範となるような対応がなされている場合) 3: 年度計画を概ね達成(制度、仕組み等が整備され、向上心を持った対応がされている場合) 2: 年度計画をやや未達成(制度、仕組みが不十分、または向上心を持った対応がなされていない場合) 1: 制度、仕組み等の整備が行われていない場合 【大項目別評価】 4つの大項目ごとの中期計画の進捗状況を評価項目とし、判断基準は以下の5段階となる。 : 中期計画の進捗は優れて順調(3.1以上) : 中期計画の進捗は順調(2.7以上3.0以下) : 中期計画の進捗は概ね順調(2.3以上2.6以下) 中期計画の進捗はやや遅れている(1.9以上2.2以下) 中期計画の進捗は遅れている(1.8以下) 【全体評価】 中期計画全体の進捗状況を評価項目とし、大項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画全体について、総合的な評価を行う。	法人の自己評価・自己点検に基づき、中期計画及びこれに基づく年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。 年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。
中期目標期間評価	中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。 項目別評価(大項目評価) 各事業年度の評価結果を踏まえつつ、当該期間における中期目標の達成状況を調査分析し、その結果を考慮して、次のとおりS・A～Dの5段階による評価を行う。 S: 特筆すべき達成状況 A: 目標どおり達成 B: おおむね目標どおり達成 C: 目標を十分には達成できていない D: 目標をまったく達成できていない 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式により総合的な評価を行う。	【項目別評価】 項目別評価は、中期目標及び中期計画の個別項目毎の進捗状況について、次のように評価するものとする。 業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価に努める。 判定基準として、以下の5段階で評定し、原則としてその理由を付記する。 S: 中期目標を大幅に上回っている。 A: 中期目標を上回っている。 B: 中期目標に概ね合致している。 C: 中期目標をやや下回っている。 D: 中期目標を大幅に下回っており、大幅な改善が必要 【全体評価】 項目別評価の結果を踏まえ、次の観点から中期計画の進行状況や達成度について、記述式により評価する。 ア 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、県民の健康の確保及び増進にどの程度寄与されたか。 イ 地方独立行政法人制度の基本理念である公共性、透明性及び自主性の視点から、適切かつ効率的に業務を執行されたか。	【最小項目別評価】 中期計画に記載されている最小項目ごとの中期計画の達成状況を評価項目とし、評価基準及び判断の目安は、以下の4段階で行う。 4: 中期計画を十分に達成(制度、仕組み等が整備され、十分な向上心のもと他精神科病院の模範となるような対応がなされている場合) 3: 中期計画を概ね達成(制度、仕組み等が整備され、向上心を持った対応がなされている場合) 2: 中期計画をやや未達成(制度、仕組み等の整備が不十分、または、向上心を持った対応がなされていない場合) 1: 中期計画を未達成(制度、仕組み等の整備が行われていない場合) 【大項目別評価】 4つの大項目ごとの中期目標の達成状況を評価項目とし、評価基準及び判断の目安は、以下の5段階で行う。 : 中期目標を十二分に達成(3.1以上) : 中期目標を十分に達成(2.7以上3.0以下) : 中期目標を概ね達成(2.3以上2.6以下) : 中期目標をやや未達成(1.9以上2.2以下) : 中期目標を未達成(1.8以下)  原則、当該大項目に係る最小項目別評価の評定の平均値(小数点以下第2位四捨五入)で区分する。 【全体評価】 中期目標全体の達成状況を評価項目とし、大項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における中期目標の達成状況全体について、総合的な評価を行う。	各年度評価の評価結果も踏まえつつ、中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。 中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。